

土曜授業の実施に係る奈良県立等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

学校教育課

1 これまでの経過

- 平成25年11月学校教育法施行規則が改正され、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能となる。
- 平成26年度から本年度までの3年間、県立畝傍高等学校と県立青翔中学校で、「土曜授業の実施に関する研究」を実施。

<成果>

- ・授業時間数が確保でき、特色ある教育課程を実施できた。
- ・普段の授業日に行えない体験的な学習を取り入れた教育活動を実施できた。
- ・外部講師を招聘し講演会を実施することができた。
- ・保護者が参加しやすいよう、土曜日に授業参観を実施できた。

<課題>

- ・教員が週休日の振替を行うよう努めたが、取得状況が芳しくない。

2 今後の方向性

- 上記研究の成果を踏まえ、県立学校で土曜授業を実施できることとする。
ただし、「土曜日等に実施することの利点を生かした工夫が行われているか」「実施の頻度は適切か」「週休日の振替を確実に行う体制がとれているか」などについて、教育委員会が事前に確認することとする。

3 規則の改正

- 現行の第11条「(振替授業)」を、「(休業日における授業の実施等)」に改める。
- 届出の際には、届出様式内「4 その他参考となる事項」に、「(1) 授業実施日の授業内容等」、「(2) 休業日に勤務した職員に対する措置」を明記することとし、上記2に示した事項の確認を行うこととする。